

ケアハウスうららか運営規定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人一耀会が開設するケアハウスうららか(以下「事業所」という。)は老人福祉法の理念に基づき、高齢者が自立した生活を維持できるよう援助し、社会の一員として共に生活できるよう配慮することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、入居者が、可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるような環境を提供し、心身の機能の維持並びに介護予防に関する様々な取り組みを実践する。そして、生きがいのある生活ができるよう支援する。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアハウス うららか
- (2) 所在地 岡山市南区福富東1-7-43

第4条 事業所に次の職員を置き、それぞれの職務に当たる。

職 種	員 数	職 務 内 容
施設長	常勤 1名	事業所の統括・職員の管理業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
生活相談員	常勤 1名	入居者の生活指導、面接、身上調査並びに入居者や家族等の処遇上の相談、個別援助計画の作成等。
介護職員	非常勤 2名以上	最低限の介護及び共有部分の環境整備。
事務職員	常勤 1名	庶務及び会計事務に従事する。 (事務費認定・請求書作成等)

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は年中無休
- (2) 営業時間は24時間とする

(入所者等の定員)

第6条 事業所の入居定員は、30名とする。

(主なサービス)

第7条 事業所が提供できる主なサービスは次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴場所の提供
- (3) 各種行事の実施
- (4) 共有部分の清掃管理
- (5) その他必要なサービス

(事業所の利用料)

第8条 利用料は、生活費、サービスの提供に要する費用及び管理費とし、その額は国の定める基準の範囲内において定める。尚、利用料の額は、国の基準が変更された時は変更することができる。

(緊急時等における対応方法)

第9条 職員は、入居中に、入居者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医に連絡する等の措置を講ずるとともに、施設長に報告しなければならない。

(入居に当たっての留意事項)

第10条 入居者は、入居生活において、次の事項について留意するものとする。

- (1) 医師の診断や日常生活上の留意事項、毎日の健康状態を確認し、施設側に申し出る。
- (2) 来訪者は、面会時間を遵守する。来訪者が宿泊する場合においては、職員へ必ず届け出をするものとする。
- (3) 外出・外泊の際は届け出をするものとする。
- (4) 施設内での喫煙は禁止とする。
- (5) 居室では一切の火事の原因となるものの使用は禁止とする。
- (6) 騒音等他の入居者の迷惑にならないようにし、また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないように配慮するものとする。
- (7) 施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はしないものとする。
- (8) 施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はしないものとする。
- (9) その他、禁止されている行為をしないものとする。

(事故発生の防止および発生時の対応)

第11条 事業所は、事故の発生又はその発生を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応・報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制の整備。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修の定期的実施。
- 2 事業所は、入居者に対する処遇に事故が発生した場合は速やかに市町村、入居者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 事業所は、入居者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
 - 4 事業所は、前項の賠償責任のために、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

第12条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の手続き)

第13条 事業所は、入居者の処遇に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束」という。）を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

- 2 原則として入居者の自由を制限するような身体拘束は行わない。但し、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に入居者及び家族へ十分な説明を行い、同意を得ると共に、その状態及び時間、入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、入居者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施。
- (3) その他虐待防止のために必要な措置。

- 2 事業所は、入居者の処遇に当たり、当該施設職員又は擁護者（入居者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（成年後見制度の活用支援）

第15条 事業所は、入居者と適正な契約手続きを行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

（苦情解決体制の整備）

第16条 事業所は、入居者の処遇に係る入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、入居者の処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うとともに、市町村から求めがあった場合は、その改善の内容を市町村に報告するものとする。
- 3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力するものとする。
- 4 施設長は、入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を1名置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、入居者及び家族に説明するものとする。

（ケアハウスの利用契約）

第17条 事業所は、入居にあたり、入居者及び家族に対して契約書の内容に関する説明を行った上で、入居者又はその家族と利用契約を締結するものとする。ただし、緊急を要すると施設長が認める場合にあっては、入居者契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

（衛生管理及び従業者の健康管理等）

第18条 事業所は、施設の共有部分を清潔に保持し、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、職員に対し伝染病等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年に1回以上の健康診断を受診させるものとする。また、深夜勤務に就くものは年2回以上の健康診断を受診させるものとする。

（秘密保持等）

第19条 職員は、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、職員であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、雇用の内容とする。

(個別援助計画書の作成等)

第20条 事業者は、入居者の心身機能の状態に応じた個別援助計画を作成する。

- 2 事業者は、個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(サービスの提供記録の記載)

第21条 職員は、必要な記録を入居者の個別記録用紙に記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第22条 事業者は、入居者の処遇の状況に関する記録を整備し、その完結日から5年間保存するものとする。

- 2 事業者は、職員の質的向上を図るための研修の機会を随時設けるためとし、業務体制を整備する。
- 3 事業者は、この事業を行うため、ケース記録、入居者担金出納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 4 この規定の定める事項の他、運営に関する重要事項は、法人と事業者の施設長との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成20年12月3日より施行する。

この規定は、平成21年4月1日より変更施行する。

この規定は、平成25年4月1日より変更施行する。

この規定は、平成27年4月1日より変更施行する。